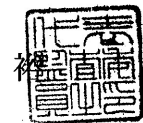


幸田町監査公示第13号

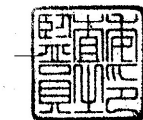
令和6年11月29日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年1月21日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



幸田町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所（略） 氏名（略）

2 請求の要旨

令和6年11月29日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）、事実証明書として添付のあったロケの街広域観光推進協議会令和6年度変更収支予算書及び支出負担行為併用決定書の写し並びにリーフレット「ロケ地&観光マップ」から、本件請求の要旨を次のように解した。

(1) 財務会計行為の概要

西尾市、蒲郡市及び幸田町の3市町で行われているロケの街広域観光推進協議会の事業は、事務費の全額を幸田町が負担し、総事業費10,900,000円で進められ、それに対する各市町の負担金の支払額は、西尾市が200,000円、蒲郡市が2,700,000円、幸田町が8,000,000円である。幸田町の負担金については、令和6年7月30日に支払済みである。

(2) 違法又は不当とする理由

地方公共団体が複数で行う共同事務に要する経費は、明確な基準又はそれ相応の納得できる根拠に基づくものでなければならない。ロケの街広域観光推進協議会の事業は、幸田町長の肝いり事業として始められたことは明らかで、負担割合の極端な差異や事務費丸抱えのスキームは、幸田町長成瀬敦氏が作ったものであり、幸田町が支払義務を負う負担金の額及び事務費全額負担の根拠にはなりえない。

(3) 幸田町に生じた損害

ロケの街広域観光推進協議会の事業のために作成された「ロケ地&観光マップ」の紙面構成を見ても、幸田町の情報が最低ではあるが、各市町の負担金の支払額は、根拠に基づかないので、均等負担とした場合の各市町の負担金の額は、3,633,000円となり、この額と幸田町の支払額8,000,000円との差額は、4,367,000円であり、この額に加えて幸田町の職員人件費等の3分の2に相当する額が幸田町に生じた損害となる。

(4) 請求する措置

(3)の損害額を成瀬敦氏個人に支払わせるよう幸田町長に命じることを請求する。

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める要件を備えているものと認め、令和6年12月6日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 事実関係の確認

本件請求に係る負担金の支出を担当し、当該負担金の支出先であるロケの街広域観光推進協議会の事務局でもある環境経済部産業振興課を監査対象課として、当該協議会について、法第199条第8項の規定により、関係書類の提出を求め調査したところ、次のとおり事実を確認した。

(1) 協議会の概要

ロケの街広域観光推進協議会は、法令に基づかない任意の協議会で、特産品、景観、体験型観光コンテンツ、ロケ地等を活用した観光事業に関する交流を促進し、友好を深め、観光のみならず地域経済の発展に寄与することを目的に、西尾市、蒲郡市及び幸田町の3市町により令和6年4月1日に設立されたものである。

(2) 協議会の構成及び組織

ロケの街広域観光推進協議会の構成及び組織は、次のように規約に定められ、令和6年3月29日の設立総会において決定されている。

構成（会員）		組織（会長、副会長及び監事）	
団 体	担当部署	規約上の規定	令和6年度
西尾市	交流共創部観光文化振興課	蒲郡市と1年ごとの持ち回りで課長を副会長又は監事とする。	副会長
蒲郡市	産業振興部観光まちづくり課	西尾市と1年ごとの持ち回りで課長を副会長又は監事とする。	監 事
幸田町	環境経済部産業振興課	課長を会長に充てる。	会 長

(3) 協議会の事務局

ロケの街広域観光推進協議会の事務局は、幸田町に置き、その事務局職員は、幸田町職員から会長が選任し、幸田町に身分を有したまま当該協議会の事務に従事すると規約に定められている。

(4) 協議会の事務

ロケの街広域観光推進協議会は、次に掲げる事務を行うと規約に定められている。

ア ロケ地等を活用した観光情報の発信に関すること。

イ 相互の観光事業推進のための情報交換並びに連携事業の検討及び実施に関すること。

ウ その他当該協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(5) 協議会の令和6年度事業計画及び実施状況

ロケの街広域観光推進協議会の令和6年度事業計画は、次のように令和6年3月29日の設立総会において決定され、事業が実施されている。

観光は、余暇時間充実のための活動として生活の中に定着し、ライフスタイルの変容とともにニーズの多様化、個性化が顕著となっている。見るだけの観光から、体験・参加型の楽しめる観光などが人気傾向であり、個人での観光客も増加している。

当該協議会は、ロケ誘致及びロケ地を活用した観光事業に力を入れている西尾市、蒲郡市及び幸田町の3市町で構成されており、特産品、景観、体験型観光コンテンツ、ロケ地等の多種多様な地域資源を広域的にPRすることで、魅力ある3市町への認知度向上、誘客に努めることとし、次の事業を実施する。

ア ロンドンバスによる誘客事業

ロンドンバスによる誘客事業は、首都圏から新たな顧客層を呼び込むため、情報感度と購買意欲、国内旅行への関心が高いとされる20代から40代までの女性をターゲットに、視覚的に目を引くロンドンバスを活用した特別な観光プロモーションを行うものである。

外部委託により実施された事業の状況は、次のとおりである。

業 務 名	ロンドンバスによる誘客促進事業		
契約方法	1者による随意契約		
受 託 者	株式会社アップスター		
委託金額	9,000,000円	支払日	令和6年11月27日
業務期間	令和6年8月1日～令和6年10月31日		
業務内容	・特産品を使用したメニュー開発 ・特産品等を掲載したロンドンバスの外装ラッピング広告 ・ロンドンバスの運行（アフタヌーンティーバスツアー） （運行期間）令和6年10月3日～令和6年10月30日 （運行日数）25日間 （運行便数）1日3便 （運行時間）1便1時間30分 （運行経路）観音山フルーツパーラー銀座店→東京タワー→レインボーブリッジ→豊洲市場→2020東京オリンピック旧選手村→歌舞伎座→観音山フルーツパーラー銀座店 ・ホームページやSNS等による魅力発信		

イ 周遊コース作成事業

周遊コース作成事業は、特産品、景観、体験型観光コンテンツ、ロケ地等を活用した周遊コースを作成し、3市町への誘客を促進するとともに、地域経済の発展に寄与することを目的に実施するものである。

令和6年5月31日の書面決議において令和6年度変更収支予算の中で協議、決定されたアンケート調査も含め、外部委託により実施された事業の状況は、次のとおりである。

業 務 名	マップ制作及びアンケート作成業務		
契約方法	1者による随意契約		
受 託 者	一般社団法人蒲郡市観光協会		
委託金額	1,185,800円	支払日	令和6年11月27日
業務期間	令和6年8月1日～令和6年11月30日		
業務内容	・西尾市、蒲郡市及び幸田町のロケ地や撮影作品、観光情報等を掲載した広域周遊マップ（ロケ地&観光マップ）作成 （仕様）A4サイズ 6面カラー 三つ折り加工 60,000部 ・首都圏からの誘客促進を図るための認知度調査や課題解決等を設問としたアンケート作成 （仕様）WEBフォーマット 日本語・英語の2言語対応		

(6) 協議会の収支予算

ロケの街広域観光推進協議会の収支予算は、次のように規約に定められている。

ア 3市町から納付される負担金、補助金及びその他の収入を歳入とし、当該協議会の事務を行うために要する全ての経費を歳出とする。

イ 会長は、毎会計年度予算を調製し、速やかに会議の議決を経なければならない。

ウ 当該協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

エ 会長は、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議の議決を経なければならない。

(7) 協議会の令和6年度収支予算及びその執行状況

ロケの街広域観光推進協議会の令和6年度収支予算は、令和6年3月29日の設立総会において協議、決定され、令和6年度変更収支予算は、令和6年5月31日の書面決議において協議、決定されている。

令和7年1月10日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

(収入)

科 目	当初予算額	変更後予算額	収入済額	説 明
負 担 金	8,400,000 円	10,900,000 円	10,900,000 円	
西尾市	200,000 円	200,000 円	200,000 円	
蒲郡市	200,000 円	2,700,000 円	2,700,000 円	
幸田町	8,000,000 円	8,000,000 円	8,000,000 円	
補 助 金	0 円	0 円	0 円	県補助金 交付決定額 3,000,000 円
その他の収入	0 円	0 円	1,074 円	口座開設時入金 預金利子
合 計	8,400,000 円	10,900,000 円	10,901,074 円	

(支出)

科 目	当初予算額	変更後予算額	支出済額	説 明
事 業 費	8,370,000 円	10,870,000 円	10,428,200 円	
ロンドンバスによる誘客事業	8,181,800 円	8,800,000 円	9,000,000 円	ロンドンバスによる誘客促進事業として外部委託
出店事業	0 円	800,000 円	242,400 円	
周遊コース作成事業	188,200 円	500,000 円	943,800 円	マップ制作及びアンケート作成業務として外部委託
アンケート調査	0 円	770,000 円	242,000 円	
事 務 費	30,000 円	30,000 円	2,530 円	通帳発行料 振込手数料 印鑑購入費
合 計	8,400,000 円	10,900,000 円	10,430,730 円	

(8) 協議会の負担金

ア 負担金の概要

ロケの街広域観光推進協議会の負担金は、次のように規約に定められている。

(ア) 当該協議会の事務に要する経費は、西尾市、蒲郡市及び幸田町の3市町が負担する。

(イ) 3市町が負担すべき額は、会長、副会長及び監事とその協議により決定する。

(ウ) 3市町は、決定された負担金を速やかに当該協議会に納付しなければならない。

イ 負担金の額及び納入状況

ロケの街広域観光推進協議会に係る西尾市、蒲郡市及び幸田町の3市町の負担金の額は、令和6年3月29日の設立総会において、令和6年度収支予算の中で協議、決定されている。なお、蒲郡市については、当初、西尾市と同額の200,000円であったが、2,700,000円への増額を申し出、令和6年5月31日の書面決

議において、令和6年度変更収支予算の中で協議、決定されている。

団 体	金 額	納 入 日	備 考
西尾市	200,000 円	令和6年10月18日	
蒲郡市	2,700,000 円	令和6年9月13日	当初 200,000 円
幸田町	8,000,000 円	令和6年7月30日	
合 計	10,900,000 円		当初 8,400,000 円

(9) 協議会の補助金

ア 補助金の概要

ロケの街広域観光推進協議会は、令和6年度事業を実施するに当たり、令和6年7月9日付けで令和6年度観光施設費等補助金の交付を愛知県に申請し、令和6年8月30日付けで愛知県から交付の決定を受けている。

イ 補助事業名

ロケの街広域観光推進協議会が愛知県から交付の決定を受けた令和6年度観光施設費等補助金の事業名は、広域的観光振興事業（広域的な情報発信事業、地域イベント・コンベンションの開催事業）である。

ウ 補助率（限度額）

対象事業費の3分の1以内（300万円以内）

エ 補助金額

3,000,000円

2 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から証拠の提出はなく陳述の希望があったため、同条第8項の規定により、関係職員として監査対象課立会いの上、令和6年12月16日請求人の陳述を聴取したところ、請求人は、本件請求書の記載内容を読み上げた上で、その補足として次のように陳述した。

(1) 財務会計行為の概要の補足

蒲郡市の負担金は、2,700,000円であるが、ロケの街広域観光推進協議会の当初予算では、西尾市と同額の200,000円である。蒲郡市の予算額が前述のように確保されていることから、蒲郡市の申出により増額補正されたものである。当該協議会は、財源が2,500,000円増えたので、補正予算で支出も同額の増額をしている。その中身を見ると、ロンドンバスによる誘客事業が約600,000円、周遊コース作成事業が582,000円上乗せされるなど、単に受託者の利益を増やしただけと疑われても仕方ない内容が含まれている。負担金の予算措置の時から3市町の意思統一が図られておらず、魔訶不思議な事業といえる。

(2) 違法又は不当とする理由の補足

ロケの街広域観光推進協議会に関する最初の記録は、3市町ともに令和6年3月29日の設立総会からである。それ以前の記録で、公開されたものはない。幸田町長の肝いり事業というのは、令和6年5月16日に幸田町役場で開催された担当者会議の会

議報告が蒲郡市の記録に記載されており、細部にわたり幸田町長が指示をしていることから明らかである。地方公共団体の共同事業は、その原資が住民の支払った税金等であり、おごったりおごられたりしてよいものではない。現に岡崎市こども発達センターの建設費など、将来にわたり幸田町が利用割合で応分の負担をしている。

(3) 幸田町に生じた損害の補足

各市町それぞれの負担割合が明確にされていない以上、共同事業者である3市町で平等に負担する以外には考えられない。

(4) 請求する措置の補足

ロケの街広域観光推進協議会の事業の成り立ちのキーワードは、「友達奉仕」と「補助金」と指摘できる。ロンドンバスのコラボ事業者である観音山フルーツパーラーは、幸田町管理職研修の講師を務めるなど、以前から幸田町長が何度か会談している事業者である。その親密さは、銀座で焼き肉会食を行っているほどである。8,500円のフルーツを提供し、東海テレビで紹介されるなど、この事業で最も得をする可能性があるのは、実は観音山フルーツパーラーかもしれない。正に友達ファーストと指摘できる。もう一つのキーワードの「補助金」については、補助事業として採択されれば、事業の正当性が得られたと思っている節がある。この事業は、県補助を幸田町が単独では受けられないため、西尾市と蒲郡市を引きずり込んだと思われる。その結果が、先ほどから申し上げているとおり、根拠のない負担割合や、幸田町職員が事務を担当していることなど顕著に表れている。しかも、完全にコントロールするために、組織の会長は幸田町の課長とするなど、100パーセント幸田町長成瀬敦氏個人の思惑で組み立てられたもので、その責任を負うべき者は、成瀬敦氏以外にはいない。幸田町の会計から不当な支出がされた以上、行政全般に責任を負うべき幸田町長は、成瀬敦氏に支払を求めるべきである。

3 関係職員の陳述聴取

法第242条第8項の規定により、請求人に関係職員の陳述を聴取する際の立会いの意思を確認したところ、請求人から立会いの希望はあったものの、やむを得ない事由により出頭できない旨の申出があったため、請求人の立会いのないまま、令和6年12月23日関係職員の陳述を聴取したところ、監査対象課は、請求人の主張に対し次のように陳述した。

財務会計行為の概要については、おおむね請求人の主張のとおりであるが、ロケの街広域観光推進協議会の事務費のうち人件費については、西尾市、蒲郡市及び幸田町の各市町が負担するものであり、当該協議会の事務局は幸田町が務めていることから、その職員の人件費も当然幸田町が負担している。同様に幸田町が事務局を務める幸田町観光協会や幸田しだれ桜まつり実行委員会においても、幸田町職員が幸田町の人件費で事務を進めているところであり、当該協議会の収支予算書の事務費に人件費がないのは、幸田町の歳出予算で対応しているということである。

地方公共団体が複数で行う共同事務に要する経費は明確な基準又はそれ相当の納得できる根拠に基づくものでなければならないという請求人の主張は、もっともなところも

あるが、それを明示した根拠法令等は見当たらない。当該協議会は、法令に基づかない任意の協議会であるが、法第252条の4の規定に準じて規約を定めており、その規約第16条第2項に「3市町が負担すべき額は、会長、副会長及び監事がその協議により決定する」と規定されている。事業内容や各市町の負担割合を含めた収支予算については、担当者会議における協議を経て総会において承認を得ていることから、負担割合の決定については、違法又は不当であるとは言えない。

蒲郡市の負担金が西尾市と同額の200,000円から2,700,000円に増額補正されたことについても、令和6年5月31日に書面議決を実施し、支出の内容を含めた変更収支予算について西尾市及び蒲郡市の2市からも承認を得ていることから、3市町の意思統一が図られていないとは言えないし、この変更収支予算が決定した時点において、当該協議会の事業の明確な内容が決定していたわけではないことから、受託者の利益を意図的に増やそうとした事実もない。幸田町長の指示があったことは事実であるが、幸田町長個人の意思のみにより事業や収支予算が決定されたという事実はない。

ロンドンバスによる誘客事業については、幸田町が主体となって実施したものであることから、その事業費の大半を幸田町が負担したということであり、例えば、各市町の特産品を描いたバスのラッピングにおいて、幸田町がセンターを取って左右に西尾市、蒲郡市が来ているということからも、請求人が主張する3市町で平等に負担する均等負担というのは考えづらい。この事業は、株式会社アップスターを委託先に当該協議会と契約を締結しているが、幸田町管理職研修の講師を務めた観音山フルーツパーラーとは直接的に関与、関係していないことから、この事業で最も得をする可能性があるのは観音山フルーツパーラーかもしれないという請求人の主張をもって違法又は不当とは言えない。また、請求人は、8,500円のフルーツを提供したと主張しているが、この8,500円は、この事業の主となるバスツアーの料金で、東京を1時間半かけて回ってくる、いわば東京見物をするためのお金である。車中では、特産のフルーツの提供もあり、そこで飲み食いするわけであるので、当然フルーツ代も入っている。このバスツアーは、令和6年10月3日から30日までの25日間、1日3便、定員20人で運行され、総乗客数は349人であったが、多くのメディアに取り上げられ、西尾市の抹茶、蒲郡市のみかん、幸田町の筆柿といった特産品のPRができた。やはりメディアの効果は絶大で、請求人にも良い反応をしてもらえたと認識しているが、それ以上に、バスのラッピングを東京にいる人や東京に来た人たちに見てもらい、幸田町の筆柿に興味を持ってもらうことが一番大事なところであり、成功したと認識できるところでもある。

周遊コース作成事業について、「ロケ地&観光マップ」は、各市町のロケ地として使用された場所に着目したリーフレットとなっており、その紙面構成は、通常の観光パンフレットと異なる点もあるが、表紙は幸田町がロケ地となったテレビドラマ「最高のオバハン中島ハルコ」の画像が主になっており、その上の表題も幸田、蒲郡、西尾の順で、幸田の文字が一番上になっている。それをもって幸田町の情報が最低であるとは言えない。

当該協議会が愛知県から観光施設費等補助金の交付決定を受けたことについて、請求人は、幸田町が単独では受けられないため蒲郡市と西尾市を引きずり込んだと主張しているが、当該協議会の広域観光事業ということで県補助金を探していたところ、ちょう

どこの補助メニューがあったということであり、補助金ありきで当該協議会を設立したわけではない。設立当初は、この補助金が確実に採択される見込みがなく、収支予算に反映させることができなかった。この補助金の交付により余剰となった額は、各市町の負担割合に応じて返還するか次年度へ繰り越すか協議中であるが、補助金交付の見込みのない次年度以降も、当然、当該協議会は継続運営していく予定である。当該協議会は、幸田町が発起人となって事務局も務めているわけであるが、事業や予算の決定には、当然、西尾市及び蒲郡市の2市の承認を必要とし、事業完了後には、2市のいずれかにおいて会計監査も行われるわけであることから、幸田町長個人で当該協議会をコントロールすることは不可能であり、幸田町の会計から不当な支出がされたとは言えない。

第4 監査の結果

1 判断

監査委員は、本件請求について監査を実施した結果、次のとおり判断した。

本件請求に係る負担金の支出について、請求人は、地方公共団体が複数で行う共同事務に要する経費は、明確な基準又はそれ相当の納得できる根拠に基づくものでなければならないと主張し、岡崎市こども発達センターを例に挙げ、建設費など将来にわたり幸田町が利用割合で応分の負担をしていると陳述している。この岡崎市こども発達センターは、岡崎市が設置した施設であるが、その設置に際し、幸田町は、幸田町の住民の利用に係る経費負担について、平成28年1月6日に岡崎市と協約を締結している。その協約には、建設費及び維持管理・運営費に係る岡崎市及び幸田町それぞれの負担金の区分及び算出方法が定められ、維持管理・運営費のうち、こども発達医療センター及びこども発達支援センターに係る経費については、請求人の陳述にあるように、当該年度の前々年度までの3年間に利用した岡崎市及び幸田町それぞれの住民の延べ人数に応じた割合を乗じた額を負担することとされている。しかし、これは、「普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる」とする法第244条の3第2項の規定によるものであり、請求人のいう共同事務には当たらない。この共同事務の手法としては、協議会があり、法第252条の2の2第1項に「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる」と規定され、この協議会の規約にその経費の支弁の方法についての規定を設けることが義務付けられている。

本件請求に係る負担金の支出先であるロケの街広域観光推進協議会は、特産品、景観、体験型観光コンテンツ、ロケ地等を活用した観光事業に関する交流を促進し、友好を深め、観光のみならず地域経済の発展に寄与することを目的に、発起人である幸田町に西尾市及び蒲郡市を加えた3市町により令和6年4月1日に設立されたもので、法第252条の2の2第1項の規定によらない任意の協議会ではあるが、関係職員の陳述にあるように、この規定に準じて規約を定めており、その規約第16条には、経費の支弁の方法として、第1項に「協議会の事務に要する経費は、3市町が負担する」とし、第2項には

「3市町が負担すべき額は、会長、副会長及び監事がその協議により決定する」と規定されており、この規定により、構成する各市町の負担金の額は、西尾市が200,000円、蒲郡市が当初200,000円、変更後2,700,000円、幸田町が8,000,000円として、当該協議会の収支予算及び変更収支予算の中で、令和6年3月29日の設立総会、令和6年5月16日の担当者会議及び令和6年5月31日の書面決議において協議、決定されていることから、負担金の予算措置の時から3市町の意味統一が図られていないという請求人の主張は当たらず、本件請求に係る負担金の支出が明確な基準に基づくものでなかったとしても、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たるとまでは認められない。また、請求人は、当該協議会の事務費の全額を幸田町が負担したとし、幸田町の職員人件費等の3分の2に相当する額も幸田町に生じた損害になると主張しているが、「事務局職員は、幸田町の職員から会長が選任するものとし、幸田町に身分を有したまま協議会の事務に従事するもの」とする規約第10条の規定により、当該協議会の事務局職員に係る人件費等は、関係職員の陳述にあるように、幸田町が負担するものであり、それ以外の事務費は、当該協議会の収支予算及び変更収支予算の中で、前述のように、協議、決定されていることから、この請求人の主張は当たらない。

法第232条の2には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、負担金の支出についても、この規定によるとされている。この規定による要件は、「公益上必要がある場合」のみであり、この要件に該当するか否かは、第一次的には地方公共団体の長が予算の調製の段階で判断し、第二次的には議会が予算の審議の段階で判断することとなるが、「その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し、それが認められる場合に限り、その判断が裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものとして違法であるとすることができる（昭和53年10月4日最高裁判決）」とされている。

本件請求に係る負担金の支出については、令和6年3月26日に成立した令和6年度幸田町一般会計予算に盛り込まれたものであるが、この負担金の支出先である当該協議会が実施した事業は、ロンドンバスによる誘客事業が主なものである。この事業は、首都圏から新たな顧客層を呼び込むため、情報感度と購買意欲、国内旅行への関心が高いとされる20代から40代までの女性をターゲットに、視覚的に目を引くロンドンバスを活用した特別な観光プロモーションを行うもので、全国で唯一飲食店の営業許可を有してロンドンバスの運行を手掛ける株式会社アップスターに委託し、西尾市の抹茶、蒲郡市のみかん、幸田町の筆柿といった各市町の特産品や「ご当地キャラクター」を描いたラッピングを施したロンドンバスで観音山フルーツパーラー銀座店を起点に東京都内の名所を約1時間30分かけて周遊するバスツアーを実施している。このバスツアーは、令和6年10月3日から30日までの運休を除く25日間、1日3便、1便20人の乗客定員で運行され、乗客一人当たりの料金は8,500円で、各市町の特産品が振る舞われた。総乗客数は349人で、事業費9,000,000円の大半を幸田町が負担する形とはなったが、関係職員の陳述にあるように、多くのメディアに取り上げられ、バスのラッピングを東京に在住又は訪問していた多くの人々に見てもらうことで、幸田町の特産品

のPRにもなったことから、幸田町長の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとまでは認められず、法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当すると認めた。

よって、本件請求に係る負担金の支出については、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たらないと判断した。

2 結論

以上のことから、本件請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。